

越監告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 6 年 2 月 20 日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中 希世子

同 川崎 俊之

記

1 監査対象及び執行期間

対象：生涯学習・芸術文化課

執行期間：令和 5 年 5 月 15 日～5 月 19 日

2 措置状況

区分	指摘事項
表題	武生青年会館について
監査の結果	<p>武生青年会館は、武生市連合青年団（以下、青年団）に年間約 20 万円で運用及び維持管理を委託している。</p> <p>当施設は、昭和 63 年 3 月 31 日に青年団と普通財産使用賃貸借契約（平成 10 年に新契約締結）及び覚書を締結しているが、契約書第 2 条に規定される「貸付期間の延長手続き」を行わないまま現在まで貸付を継続している。</p> <p>また、青年団に当施設を無償貸付する覚書への対応については、平成 18 年 5 月 1 日付で市の今後の方針を整理しているが、その後、この方針に沿った協議等が実施されているか確認できなかった。</p> <p>平成 18 年以降すでに 15 年以上が経過しており、青年団の状況も大きく変化していると思われることから、契約書や覚書の</p>

	<p>内容を含め、改めて施設の在り方や運用等について見直す時期と考える。財産管理部門とも協議のうえ、適切な財産管理に努められたい。</p>
措置の内容	<p>武生青年会館については、管理委託をしている武生連合青年団と新たに契約を締結し、貸付期間を更新するなど改善を図りました。</p> <p>現在、青年団の状況も大きく変化していることから、今後、財産管理部門と連携し、武生連合青年団と施設の在り方や運用等について協議を重ねながら、適切な財産管理並びに事務処理に努めてまいります。</p>